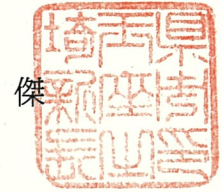


新座市告示第 157 号

令和 8 年新座市告示第 1 4 1 号で公告した予防接種について、次のとおり削除したので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 6 日

新座市長 並 木



削除

- 1 予防接種の種類
別紙のとおり
- 2 予防接種を行う主たる接種場所
別紙のとおり
- 3 予防接種の対象者の範囲
予防接種法施行令第 3 条に規定する予防接種の対象者に該当する新座市民
- 4 実施期間
別紙の変更年月日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 5 禁忌事項
医療機関の指示による。
- 6 変更年月日
別紙のとおり

別紙

	予防接種の種類	予防接種を行う主たる場所	変更年月日
1	RSウイルス	新座市栗原五丁目12番17号2F 医療法人社団めいこう会 玲子内科クリニック	令和8年4月1日
2	RSウイルス	新座市堀ノ内二丁目9番31号 社会医療法人社団 堀ノ内病院	令和8年4月1日
3	B型肝炎 麻しん風しん混 合（第2期）	新座市野火止五丁目2番35号 医療法人社団緑成会 新座むさし野クリニック	令和8年4月1日